第

1160

READAS

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 9月22日 火曜日

発行所

뮥

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

^企源泉徴収が必要な報酬

○ : 当社では、創立10周年を記念して業界の著名人に講演を依頼しました。

講師(個人)に謝礼として20万円を支払うことになっていますが、源泉徴収が必要でしょうか。

A:謝礼金の10%の源泉徴収が必要です。 【解説】

源泉徴収が必要な報酬、料金の範囲は、その報酬、料金の支払を受ける者が個人か法人かによって次のように異なります。

- (1)個人の場合
 - ①原稿料や講演料など
 - ②弁護士や公認会計士など、特定の資格を 持つ人に支払う報酬、料金
 - ③社会保険診療報酬支払基金が支払う診療 報酬
 - ④プロ野球選手、プロサッカー選手、モデルや外交員などに支払う報酬、料金
 - ⑤芸能人や芸能プロダクションに支払う報 酬、料金
 - ⑥キャバレー、バーなどに勤めるホステス などに支払う報酬、料金
 - ⑦プロ野球選手の契約金など、役務の提供 契約をすることにより一時に支払う契約 金
 - ⑧広告宣伝のための賞金や馬主に支払う競馬の賞金
- (2)法人の場合
 - ①芸能プロダクションに支払う報酬、料金
 - ②馬主である法人に支払う競馬の賞金







